



# 京都市歴史的風致維持向上計画(第2期)素案の概要

京都市では、京都の歴史的風致の維持・向上を推進し、未来の世代に引き継ぎ、京都がいつまでも京都であり続けるため、平成21年11月19日に歴史まちづくり法に基づく「京都市歴史的風致維持向上計画」を策定し、歴史文化を活かしたまちづくりを進めてきました。

このたび、令和2年度末で現計画の認定期間が終了することから、引き続き、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るため、「京都市歴史的風致維持向上計画(第2期)」を策定するものです。

**【計画期間 令和3年度～令和12年度】**



## 歴史的風致維持向上計画とは

歴史まちづくり法は、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を主務大臣（文部科学大臣，農林水産大臣，国土交通大臣）が認定し、歴史的風致の維持向上を図ろうとする取組を支援するものです。

核となる国指定文化財とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地を重点区域に設定し、景観施策とも連携しながら、計画期間（概ね10年）中のハード・ソフト両面の取組を位置付け、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めていきます。

（第1期計画で国から支援を受けて実施した事業の例）



道路修景整備事業  
(上七軒通)



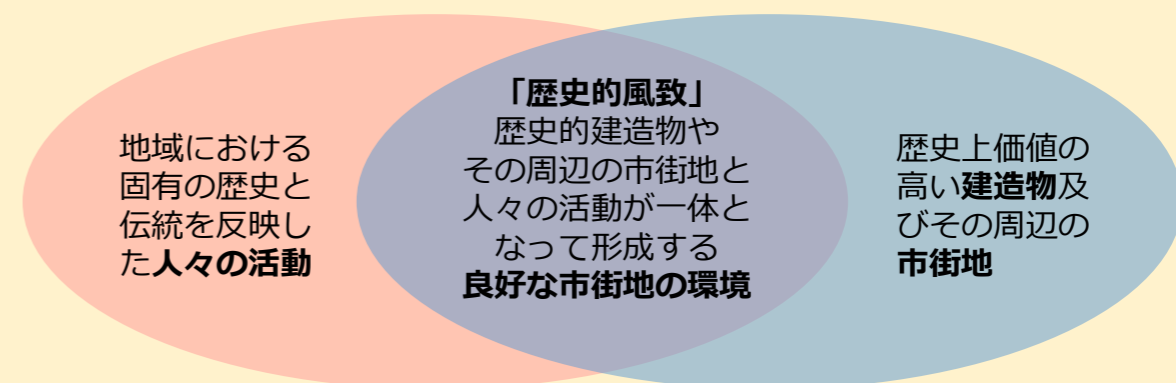
文化施設整備  
(京都会館)



歴史的風致形成建造物の修理  
(黄桜酒造)

## 歴史的風致とは

「歴史的風致」は、「歴史まちづくり法」の第1条で「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。



歴史的風致の概念図

# 京都市歴史的風致維持向上計画(第2期) 改定のポイント

本市には、市内各所に歴史的風致が広く分布しています。重点区域(重点的に歴史まちづくりを進める地区)では、歴史まちづくり事業に対する国からの支援が受けられるようになりますとともに、区域内の歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定することが可能となります。これらの取組や本市の歴史・文化を活かしたまちづくりに取り組むことで、本市の歴史的風致の更なる維持及び向上を図ります。

## 計画に記載する歴史的風致の充実

- ・新たに2つの歴史的風致を追加
- ・上記以外の歴史的風致も内容を拡充

## 重点区域の拡大

- ・市街化区域のほぼ全域を網羅
- ・国からの支援、歴史的風致形成建造物指定対象の拡大

## 景観行政と文化財保護行政の連携

- ・京都文化遺産※の「保存と活用の好循環」を目指す  
※指定等文化財に加え、人々の生活、歴史と文化の理解に欠くことができない有形、無形のもの全て

# 更なる歴史的風致の維持及び向上へ

章ごとの改定ポイント

### 第1章 京都市の歴史的風致形成の背景

- ・文化財保存活用地域計画との連携、各区の歴史的風致掲載

### 第2章 京都市の維持向上すべき歴史的風致

- ・新たな歴史的風致の設定、**歴史的風致の拡充**

### 第3章 歴史的風致の維持及び向上の方針

- ・関連計画、**課題と方針の更新**

### 第4章 重点区域の位置及び区域

- ・**重点区域の拡大**、歴史まちづくり事業への支援拡大

### 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

- ・**文化財保存活用地域計画との連携**

### 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

- ・計画期間内の歴史まちづくり事業を記載(今年度作業)

### 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

- ・指定対象の拡大、**歴史的風致形成建造物指定提案制度の創設**

### 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

- ・指定建造物の維持・管理・修理に関する事項を追記

# 第1章 京都市の歴史的風致形成の背景

京都は、市街地の三方をなだらかで緑豊かな山々に囲まれ、鴨川や桂川をはじめとする清流が流れる四季折々に美しい自然に恵まれています。その中で、1200年を超える悠久の歴史とわが国を代表する洗練された文化が育まれ、寺社や京町家などの歴史資産が数多く市内に残っています。そして、この美しい自然と歴史資産を舞台に、京都の人々の暮らしや生業、伝統文化、伝統行事などが営まれ、京都らしい風情ある歴史的風致を形成しています。

## 1. 自然的環境

三方を東山、北山、西山などの緑の山々に囲まれた盆地に山紫水明と称えられる清流（鴨川、桂川）が流れる。夏は蒸し暑く、冬は底冷えする気候で、四季の移り変わりが明瞭であり、四季折々の季節感や美意識が醸成された。

## 2. 社会的環境

伝統産業と先端産業が共存し融合する「ものづくり都市」であるとともに、市街地の周辺では京野菜などの農業生産や林業が盛ん。古くから人々を魅了し、多くの人々が訪れる国際文化観光都市である。

## 3. 歴史的環境

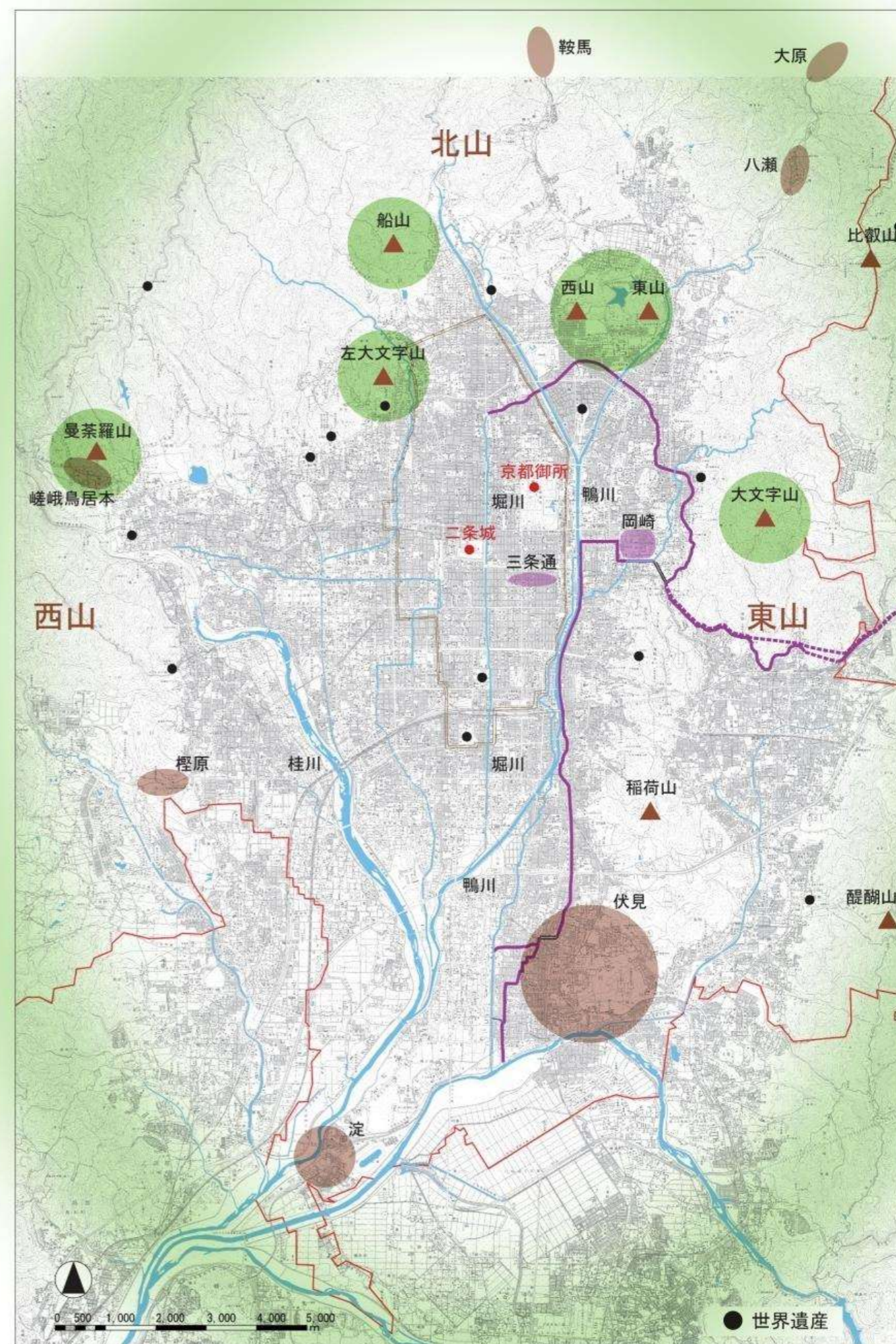
平安京への遷都以来、1200年余の歴史を有する歴史都市で、様々な時代の変遷を経る中で、それぞれの時代に培われ洗練されてきた文化や生活、歴史的な建造物が現在まで継承されている。

## 4. 文化財等の分布状況

京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことができない有形、無形のものすべてを「京都文化遺産」と位置づけ、指定等文化財とともに様々な京都の文化遺産の分布状況を示す。

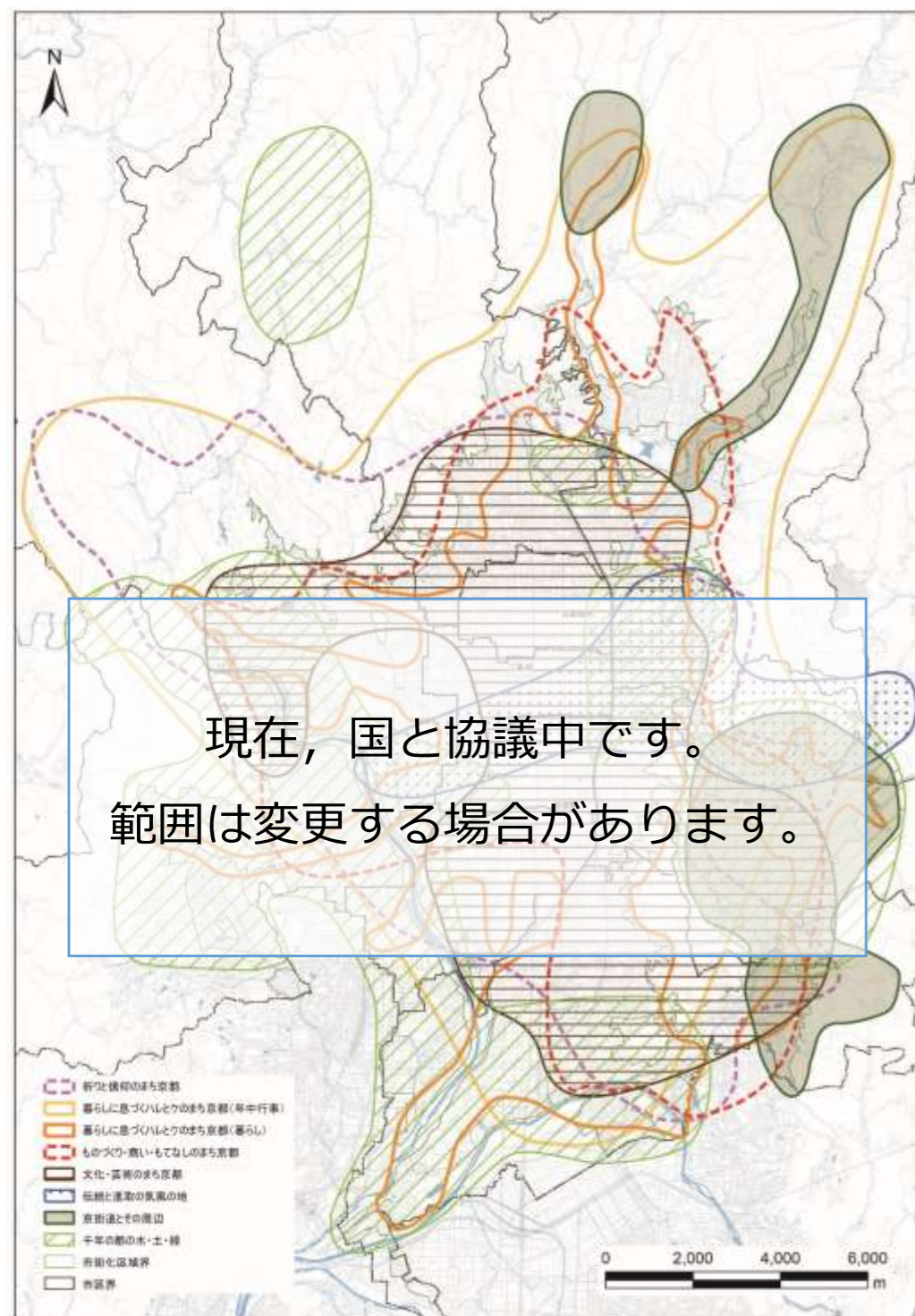
## 5. 各行政区の歴史・文化

各行政区の変遷、地勢、歴史・文化、伝統産業、伝統行事を紹介。区内の主な文化遺産の分布図や写真を掲載。



# 第2章 京都市の維持向上すべき歴史的風致

京都市の維持向上すべき歴史的風致は、京都を育んだ豊かな自然と、千年をこえる首都の歴史と文化が織りなす都市空間および歴史文化遺産群、伝統を受けつぎ革新を求める人々が営む文化や行事、芸術が一体となって形成している、日本はもとより世界にも類を見ない市街地の環境です。



現在、国と協議中です。  
範囲は変更する場合があります。

計画に記載する京都市の歴史的風致（南部）

## 京都市の維持向上すべき歴史的風致(カッコ内は略称)

1. 祈りと信仰のまち京都(祈りと信仰)
2. 暮らしに息づくハレとケのまち京都(ハレとケ)
3. ものづくり・商い・もてなしのまち京都(ものづくり・商い・もてなし)
4. 文化・芸術のまち京都(文化・芸術)
5. 伝統と進取の気風の地(伝統と進取)
6. 京街道とその周辺(京街道)
7. 千年の都を育む水・土・緑(水・土・緑)

### 祈りと信仰のまち京都の歴史的風致



身近な祈りの場である寺社で奉納される民俗芸能や、世界遺産をはじめとする寺社に参詣する人々とそれを迎える門前町の人々の営みが受け継がれています。

### 暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致



四季を彩る祭礼などの年中行事や、京町家における暮らしの知恵など暮らしに息づくハレとケの営みが受け継がれています。

### ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致



伝統を受け継いだやきものや織物などのものづくりの場や問屋、市場などにおける商い、花街における踊りなどのもてなしの営みが受け継がれています。

### 文化・芸術のまち京都の歴史的風致



能・狂言や茶の湯 生け花 美術などの文化・芸術活動さらには道具商や和菓子づくりなど様々な文化・芸術活動を支える営みが受け継がれています。

### 伝統と進取の気風の地に見る歴史的風致



琵琶湖疏水における水辺の活動や近代の商業活動の継承、番組小学校における地域自治や鉄道による参詣ともてなしなど、明治以降の近代化の推進による伝統と進取の気風に培われた営みが受け継がれています。

### 京街道とその周辺に見る歴史的風致



鞍馬や貴船、大原、山科盆地など京と密接に関わってきた旧街道沿いにおける、伝統に培われた祭礼や日々の暮らし、生業が受け継がれています。

### 千年の都を育む水・土・緑に見る歴史的風致



周辺の山林や河川、洛西用水や洛東用水などの農業用水、これらの水により潤される農地における祭礼、山々や農地での生業が受け継がれています。

# 第3章 歴史的風致の維持及び向上の方針

本市には寺社や京町家などの歴史的建造物が数多く残っており、その周辺には歴史的な町並みが形成されています。その保全の手立てが十分ではないことが、第1期計画からの継続的な課題として残っています。本計画では、寺社や京町家などの歴史的建造物やその周辺の歴史的町並みを保全し、更には市街地の交通環境整備や自然環境の保全、地域の歴史まちづくりの推進、文化芸術・伝統産業の継承や市民生活と調和した観光政策を進めることで、本市の歴史的風致の更なる維持及び向上を目指します。

## 課題

### 歴史的建造物保全・継承・活用に係る課題

- ・歴史的建造物の滅失進行
- ・保全・活用上の課題 等

### 歴史的町並みに係る課題

- ・電線、電柱の町並み阻害
- ・町並みの構成要素である都市施設の老朽化 等

### 歴史的風致をとりまく環境の課題

- ・渋滞や通過交通の増加
- ・森林景観の悪化 等

### 地域まちづくりに係る課題

- ・地域の担い手の減少
- ・災害時における防災上の課題 等

### 文化芸術・伝統産業に係る課題

- ・継承者不足の深刻化
- ・伝統産業の低迷 等

### 市民生活と観光に係る課題

- ・観光地の混雑
- ・安心・安全の面での市民生活への影響 等

## 方針

### 歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用

- ・歴史的建造物の指定等を積極的に行い、保全・継承・活用に係る技術的・財政的支援を行います。

### 歴史的町並みの保全・向上

- ・歴史的風致の重要な要素である道路や公園などの環境整備を進め、歴史的風致の維持向上を図ります。

### 歴史的風致をとりまく環境の保全・向上

- ・歩く魅力のあるまちづくりや京都の歴史・文化を支える森林景観の保全を推進します。

### 地域力を活かした歴史まちづくりの推進

- ・歴史や文化等の地域の特徴を活かした住民主体のまちづくり活動を支援します。

### 文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成

- ・京都の優れた文化芸術や伝統産業を将来に向けて更に振興し、次世代への継承と活性化を推進します。

### 市民生活と調和した観光政策の推進

- ・市民の安心・安全、地域文化の継承を最重要視した市民生活と観光の調和に向けた取組を進めます。

## 実施体制

### 認定計画

推進・実施体

京都市歴史まちづくり推進会議  
(法定協議会)

事務局

都市計画局景観政策課  
文化市民局文化財保護課

庁内連絡会 (庁内関係課)

事業主体  
(団体・個人)

京都市  
(事業担当)

### 事業実施

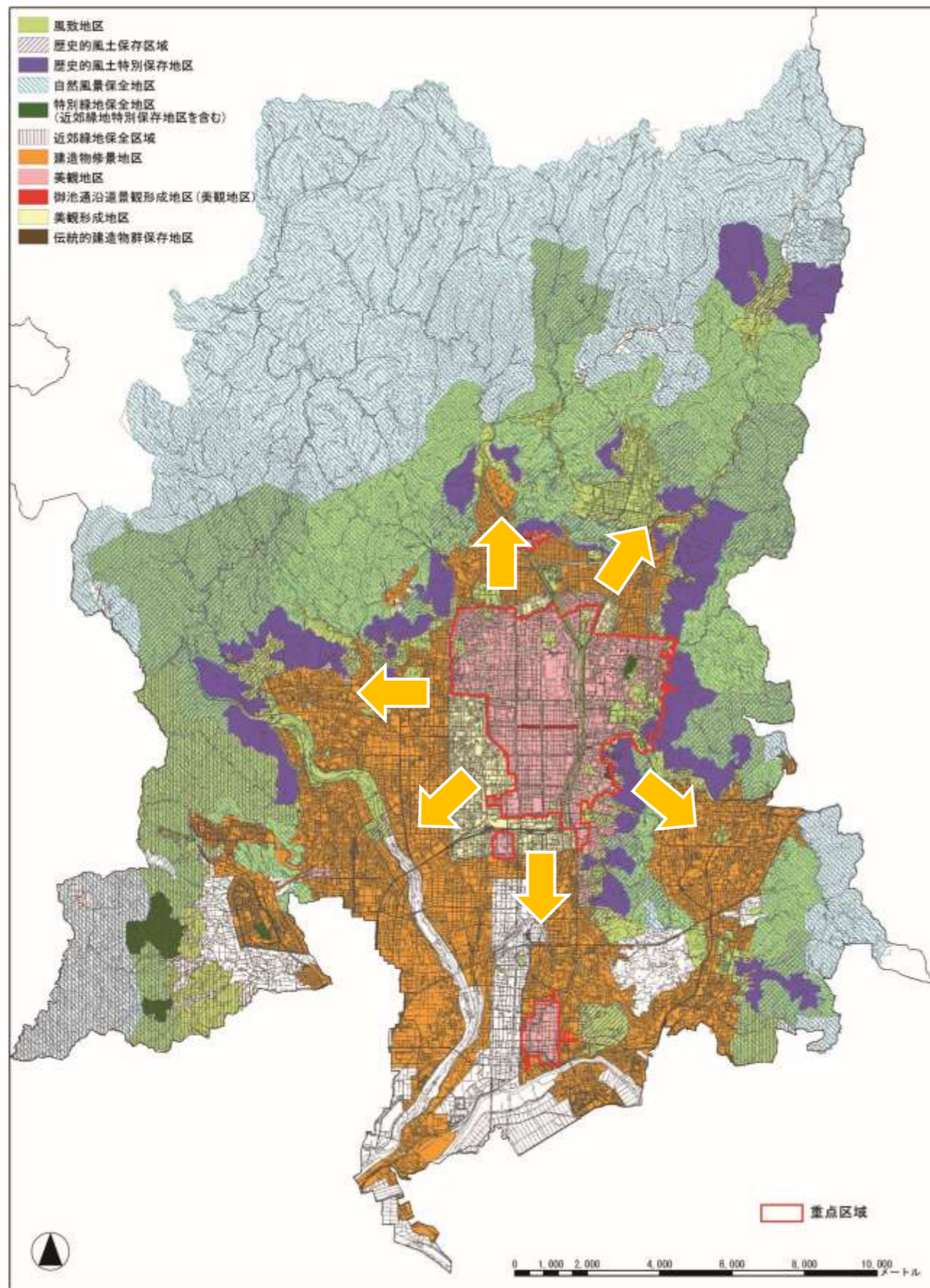
更なる歴史的風致の維持及び向上へ

# 第4章 重点区域の位置及び区域

【重点区域の名称】 歴史的市街地地区

【重点区域の面積】 〇〇〇〇 h a

本市では、市街化区域及びその周辺の区域を基本とし、これに加えて市街化調整区域の風致地区のうち、旧街道沿いの大原、鞍馬など歴史的風致を形成する集落を重点区域とし、歴史的風致の維持及び向上を図ります。



## 重点区域設定の考え方

歴史的風致の分布する地域のうち、核となる文化財の分布状況を鑑み、**景観計画区域内**の以下に該当する区域を重点区域に設定します。

1. 市街化の進行による歴史的風致の消失の進行を防止する区域
  - 美観地区及び美観形成地区
  - 建造物修景地区
  - 風致地区（市街化区域の周辺及び歴史的風致を形成する集落）
2. 歴史的風致を維持向上させる取組の速やかな実施が求められている区域

## 重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果

(直接的な効果)

- 歴史的風致形成建造物指定対象の拡大
- 歴史まちづくり事業に対する国からの支援拡大（道路修景整備等）

(期待される相乗的な効果)

- ◆ 京都文化遺産の「保存と活用の好循環」の実現  
（伝統の継承, 新たな文化の創造, 京都の魅力向上等）
- ◆ 農林業, 製造業, 卸・小売業などの産業への需要創出効果

## 重点区域とは

- ・ 重要文化財, 重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地の区域及びその周辺の土地の区域
- 又は
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域及びその周辺の土地の区域
- であって歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ定期的に推進することが特に必要であると認められる等の要件に該当する土地の区域

**重点区域は、区域内の土地建物に対する規制を強化するものではありません。**

# 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

重点区域では、以下の方針に基づく取組を進め、京都市の歴史的風致の維持・向上を目指します。

## 歴史的風致の維持及び向上の方針

- (1) 歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用
- (2) 歴史的町並みの保全・向上
- (3) 歴史的風致をとりまく環境の保全・向上
- (4) 地域力を活かした歴史まちづくりの推進
- (5) 文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成
- (6) 市民生活と調和した観光政策の推進

(●事業は第1期計画からの継続事業を掲載しています。)

### (1) 歴史的建造物の積極的な保全・活用と継承支援

#### ①歴史的建造物への技術的・財政的支援

- 文化財の保存・修理事業
- 歴史的町並み再生事業
- 京町家保全・継承推進事業
- “京都を彩る建物や庭園”修理事業



#### ②歴史的建築物の活用・継承支援

#### ③伝統的建造物の防災安全性向上



### (2) 歴史的町並みの保全・向上

#### ①公共空間の整備

- 無電柱化事業
- 道路美装化事業
- 屋外広告物対策事業



#### ②都市施設の充実

- 文化施設整備
- 史跡公園整備



#### ③公的空間に対する支援

#### ④緑地空間の整備

### (3) 歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上

#### ①安心・安全で快適な歩行空間の創出

- 「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進事業



#### ②自転車利用環境の整備

#### ③森林景観の保全

- 歴史的風土特別保存地区内の施設整備事業等



### (4) 地域力を活かした歴史まちづくりの取組支援

#### ①地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援

- まちづくりに係る調査・企画支援事業

#### ②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの推進



### (5) 文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成

#### ①「保存と活用の好循環」の創出

#### ②担い手・支え手の形成

- 京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度等



#### ③新たなイノベーションの創出

- 伝統芸能文化創生プロジェクト



### (6) 市民生活と調和した観光政策の推進

#### ①観光客分散化等混雑対応

- 京の道づくり事業



#### ②宿泊施設の質の向上

#### ③観光客マナー向上の取組

重点区域内での取組施策に対する国の支援メニュー

### 街なみ環境整備事業

- ◆ 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- ◆ 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

(本市の実績) 上七軒歌舞練場などの修理修景補助  
京都市役所本庁舎再整備 など

### 都市再生整備計画事業

- ◆ 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- ◆ 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備を基幹事業に追加 (2020年度までに計画に位置付けられ、3年以内に事業着手するものに限る)

(本市の実績) 上七軒通、小川通などの道路修景整備  
京都会館、京都市美術館等の再整備

### 都市公園等事業

- ◆ 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- ◆ 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

(重点区域内であれば活用できた事業)  
山科本願寺史跡公園整備

### 歴史的観光資源高質化支援事業補助金

- ◆ 観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上を支援
- ◆ 歴史的なまちなみを阻害する建築物等の改修・除却が補助対象

(本市の実績) 御前通の道路修景整備  
今宮門前通の道路修景整備(R2予定)

# 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域内の歴史的な建造物であって、京都固有の歴史や伝統を反映した人々の活動やその営みを今も伝えるもので、保全を図る必要があると認められるものを歴史的風致形成建造物として指定します。

## (指定基準)

伝統的・歴史的な意匠性に優れているもの、その地域において歴史的価値の高いもの、地域の特色が色濃く残っているもので、概ね築50年以上経過しており、京都の歴史的風致に深く関わるものを基準とする。

## (指定対象)

建築物に加え、川、水辺、道、庭、公園なども指定の対象とする。

### <想定例> (カッコ内は形成する歴史的風致)

- 1) 民俗芸能や巡礼などの拠点となる寺社 (祈りと信仰)
- 2) 祇園祭などの祭礼の拠点となる寺社や会所、御旅所 (ハレとケ)
- 3) 町衆の生活・生業の場であり、今も市街地に多く残る京町家 (ハレとケ)
- 4) 京都のものづくりを支える伝統産業の産地や商いの店舗 (ものづくり・商い・もてなし)
- 5) 花街の歌舞練場や茶屋文化を伝える茶屋形式の建造物 (ものづくり・商い・もてなし)
- 6) 伝統芸能・伝統文化を継承する舞台や稽古場 (文化・芸術)
- 7) 京都の近代化を象徴する近代洋風建築や産業の発展を支えた土木工作物 (伝統と進取)
- 8) 伝統的な祭礼の拠点となる旧街道沿いの寺社や民家 (京街道)
- 9) 港湾都市として発展した伏見の造り酒屋や酒蔵群 (水・土・緑)
- 10) 林業や農業など山や野の生業を支える建造物 (水・土・緑)

特に次の建造物のうち、京都の歴史的風致に深く関わるものについては、積極的に指定する。

- 1) 国登録有形文化財や文化的景観における重要な構成要素
- 2) 府市指定有形文化財 (建造物)、府市指定史跡、府市指定名勝等
- 3) 景観重要建造物、景観重要公共施設
- 4) 以下の京都市条例に基づく建造物
  - ①京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区内、界わい景観整備地区内の建造物
  - ②京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物
  - ③京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく指定地区内の京町家及び個別指定町家
- 5) “京都を彩る建物や庭園”制度に基づき認定を受けた建造物
- 6) 市長が認める京都市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物

## 歴史的風致形成建造物とは

重点区域内の歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要があると認められるものを、市長は歴史的風致形成建造物として指定することができます。

### 第1期計画で指定した建造物の例

民俗芸能や巡礼などの拠点となる寺社 (祈りと信仰)



菅大臣神社

祇園祭などの祭礼を行ううえで拠点となる寺社や会所、御旅所 (ハレとケ)



四条町大船鉾町会所

町衆の生活・生業の場であり、今も市街地に多く残る京町家 (ハレとケ)



誉勘商店・松井邸

伝統芸能・伝統文化を継承する舞台や稽古場 (文化・芸術)



片山邸

京都の近代化を象徴する近代洋風建築や産業の発展を支えた土木工作物 (伝統と進取)



元立誠小学校

港湾都市として発展した伏見の造り酒屋や酒蔵群 (水・土・緑)



松本酒造



# 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

歴史的風致形成建造物の・指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障を来さないよう、適切に管理する義務が生じます。市長は、増改築等が歴史的風致形成建造物の保全に支障を来たすものである場合は、設計の変更やその他必要な措置を講ずるよう求めることができます。

## 1. 維持・管理の基本的考え方

- 1) 周囲の景観への影響や個々の建造物を考慮して適切に行うものとする。
- 2) 歴史的風致維持向上のために積極的な公開、活用を図るものとする。  
特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行うものとする。また、維持・管理・運営に地域及び市民の参画を求め、地域における人々の活動が活発化することに資するよう努める。
- 3) 歴史的建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や装置の保存または復元に努める。
- 4) 指定後において、景観重要建造物や文化財の指定等と重複させるよう努める。

## 2. 歴史的風致形成建造物の修理

- 1) 歴史的風致形成建造物の修理については、外観の維持・保存を基本とする。
- 2) 建造物の外観は歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については歴史性や地域の伝統的な様式を充分検討する。
- 3) 建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合は届出を行う。
- 4) 民間が所有するものについては、所有者等の負担を軽減するため、技術的・財政的支援を講じる（右図参照）。

## 3. 個別の事項

- 1) 国登録有形文化財（建造物）と重複するもの
  - ・修理は、建造物の内部、外部とも現状保存を基本とする。
  - ・外観で通常望見できる範囲の4分の1を超える変更は届出が必要。
- 2) 京都府及び京都市文化財保護条例に基づく登録・指定と重複するもの
  - ・修理は、建造物の内部、外部とも現状保存を基本とする。
  - ・維持・保存のための修理は、痕跡に基づく修理を原則とする。
  - ・現状変更を行う場合は許可が必要。
- 3) 景観法に基づく景観重要建造物及び京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物と重複するもの
  - ・外観の修理は、現状の維持または調査に基づく修理を基本とする。
  - ・現状変更を行う場合は許可が必要。

## 歴史的風致形成建造物に対する支援制度

- 1 税制面による支援
  - ・相続税算定において土地・建物の評価額の30%控除が可能となります。
- 2 歴史的風致形成建造物の修理・修景に係る補助支援
  - ・修理・修景に係る工事費用の一部を補助します。

### <補助制度>

外観を維持するために必要な修理や修景に係る工事費に対して、補助率1/2、かつ300万円を上限に補助を受けることができます。なお、所有者又は継承者は補助事業完了後10年間、補助部分を維持・継承する義務が生じます。また、京都市と一般公開に関する協定を締結する必要があります。



改修補助事例（葺屋根修理工事）



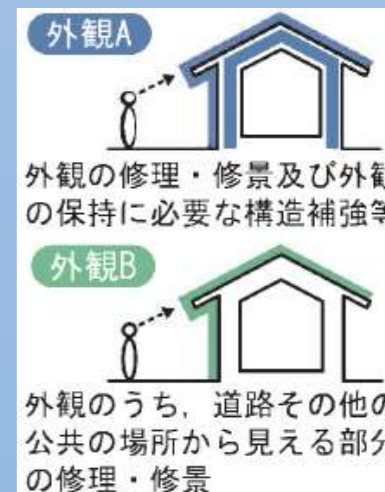
改修補助事例（塀修理工事）

### (参考) その他の補助制度

本市では、他にも歴史的建造物を指定・認定し、修理や修景に係る工事の費用を補助しています。これらの補助金は、要件を満たすことで併用することが可能です。

#### (歴史的建造物の指定等制度と補助制度)

- 歴史的風致形成建造物指定制度★  
(上限300万円, 補助率1/2, 外観A)
- 京町家条例に基づく個別指定  
(上限250万円, 補助率1/2, 外観B※)  
※一部内部にも利用可能
- “京都を彩る建物や庭園”制度  
(選定・認定に応じて100~500万円  
補助率1/3, 外観+内部)



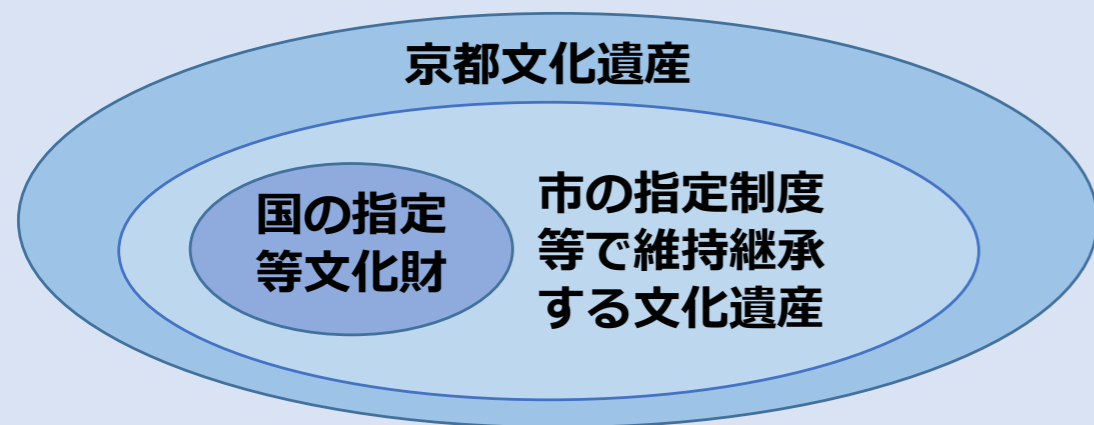
## 3 規制緩和による支援

歴史的風致形成建造物に指定された建築物で、「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成25年11月改正）」に基づき安全性等が認められたものは、建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を受けることにより建築基準法の適用を除外し、現行の建築基準法の下では困難であった建築行為を可能とすることができます。

文化財保護法や京都市文化財保護条例に基づく文化財に加え、人々の生活、歴史と文化の理解に欠くことができない有形、無形のもの全てを京都文化遺産と位置づけ、それぞれの京都文化遺産の価値が最大限活かせるよう、最適な手法による「保存と活用の好循環」を目指します。

**1. 文化財の保存・活用**

京都文化遺産を千年先の未来に引き継ぐため、京都文化遺産の所有者や技術保持者はもとより、多くの市民、大学、企業、行政等の関係者が、京都文化遺産に関する貴重な調査・研究の成果を情報共有したり、気軽に交流できる仕組みや場を設け、「見つける」、「知る」、「守る」、「活かす」という4つのキーワードでそれぞれの地域で取り組み、社会全体で支えていくことにより好循環を創出し、京都文化遺産を未来に伝えていく。



< 京都文化遺産の調査保存活用に関する方針 >

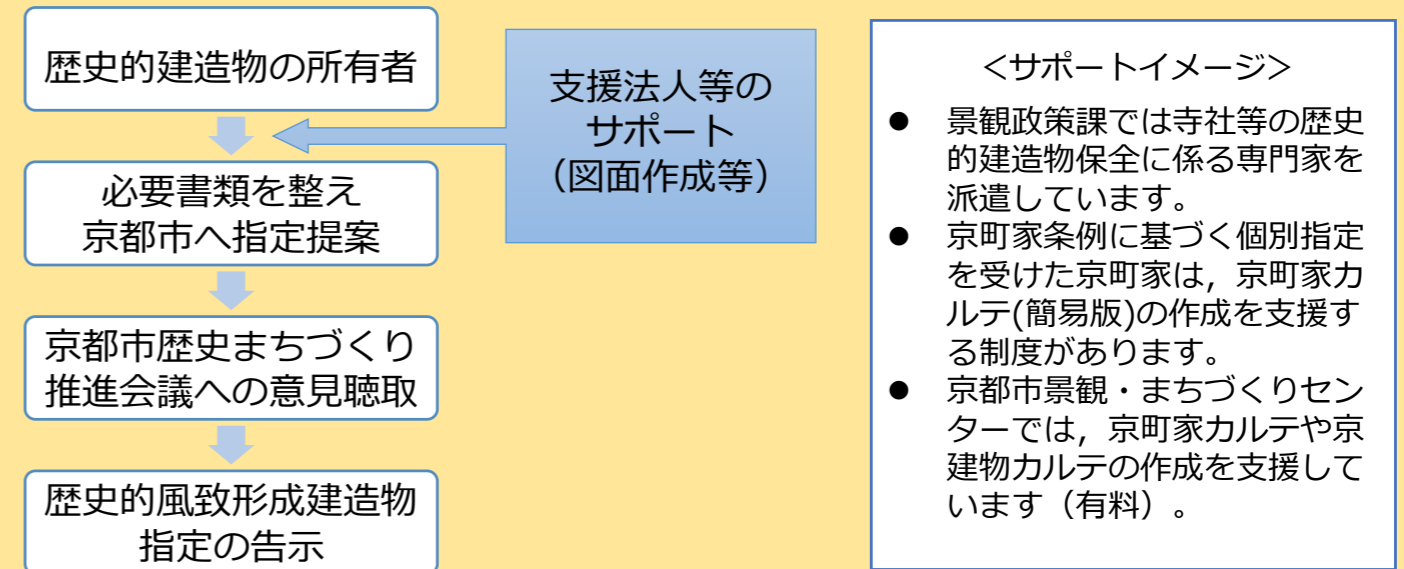
- 1. 見つける**  
 < 京都文化遺産の価値を調査する >
- 2. 知る**  
 < 京都文化遺産を身近に感じ、価値を知る >
- 3. 守る**  
 < 京都文化遺産の価値を維持継承する >
- 4. 活かす**  
 < 京都文化遺産の価値を活かし保存に役立てる >

**【基本理念】 京都のまちと暮らしを楽しむことにより、京都文化遺産を千年の未来に伝える**

重点区域拡大に伴い、これまで以上により多くの歴史的風致形成建造物の指定を行っていくため、所有者の皆様からの指定提案を受け付けます。

重点区域内において、計画に位置付けられた歴史的風致を形成し、かつ、築50年以上の建造物の所有者であれば、どなたでも指定提案を行うことが可能です。

< 指定の流れ >



- < サポートイメージ >**
- 景観政策課では寺社等の歴史的建造物保全に係る専門家を派遣しています。
  - 京町家条例に基づく個別指定を受けた京町家は、京町家カルテ(簡易版)の作成を支援する制度があります。
  - 京都市景観・まちづくりセンターでは、京町家カルテや京建物カルテの作成を支援しています(有料)。

形成する歴史的風致と指定対象建造物の例

歴史的風致	対象となるエリア	関連する建造物の例
祈りと信仰のまち京都	寺社周辺	寺院, 神社, 社家
暮らしに息づくハレとケのまち京都	祭礼行われる地域 京町家の分布する市街地	祭礼の舞台となる寺社や住宅 暮らしの文化が残る京町家等
ものづくり・商い・もてなしのまち京都	西陣, 本能, 清水 室町, 錦市場, 花街など	西陣織や清水焼に関連する建物, 問屋, 市場, 茶屋, 歌舞練場等
文化・芸術のまち京都	小川通, 寺町通など	狂言舞台, 古美術店, 和菓子店, 庭園等
伝統と進取の気風の地	琵琶湖疏水, 岡崎, 三条 通, 烏丸通など	琵琶湖疏水関連施設 公園, 近代建築等
京街道とその周辺	鞍馬, 大原, 山科などの 旧街道周辺	街道沿いの民家, 寺社等
千年の都を育む水・土・緑	水辺, 林地, 農地	水路・用水, 橋梁, 農家住宅等

(歴史的風致建造物指定に関する留意事項)

- 歴史的風致形成建造物の指定期間は、歴史的風致維持向上計画の認定期間内に限られます(計画改定ごとに更新手続きを行います)。
- 歴史的風致形成建造物の指定を受けた町家は、京都市京町家の保存及び継承に関する条例(京町家条例)に基づく個別指定の対象となり、条例に基づく届出義務(解体1年前の届出)が生じます(既に町家の個別指定を受けている場合を除く)。